

「森之宮 1.5 期開発(仮称)森之宮キャンパス第2学舎基本計画策定業務委託」  
の企画提案の募集について

令和8年4月30日

公立大学法人大阪理事長

次のとおり公募型プロポーザルを執行します。

1 募集の趣旨

公立大学法人大阪では、森之宮 1.5 期開発として「情報学を核とするAI研究・教育の集約による高次都市機能の形成」、「産学官民の共創による新産業創出機能の強化」、「秋入学の展開を契機とした国際戦略機能の拡充」、「社会人を含む多様な人材の育成機能の充実」を戦略的に整備し、BEYOND EXPO時代における大阪の持続的成長に貢献するため(仮称)森之宮キャンパス第2学舎を2031年春に開設し、大阪城東部地区のまちづくり方針である「イノベーション・フィールド・シティ」の実現をめざす。その基本計画策定業務を委託する業者を選定するため、企画提案の募集を行う。

2 内容

- (1) 業務名称 森之宮 1.5 期開発 (仮称) 森之宮キャンパス第2学舎基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容 (仮称) 森之宮キャンパス第2学舎建設検討業務  
詳細は別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

3 契約上限額 (これを超える提案及び契約はできません。)

24,398千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本法人は契約金額以外の費用を負担しない。

4 参加資格要件

プロポーザル参加申請書を提出した日から受託候補者決定日までの間、次に掲げる要件全てを満たしている者は、本プロポーザルに参加することができる。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産者で復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。
- (6) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。
- (8) 令和8・9・10年度大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿の業務種別「建築設計・監理(一級または二級)」で登録していること。
- (9) 元請として次の業務実績を有し、かつ、平成28年4月1日から本プロポーザルの応募までの期間中に当該業務を完了していること。
- 大学における延床10,000㎡以上の施設(新築、改築、増築又は改修)に関する基本構想策定業務、基本計画策定業務、基本設計業務、実施設計業務又はCM(コンストラクション・マネジメント)業務

## 5 参加申込書の提出

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（第1-1号様式）・・・2部
- ② 契約実績証明書（第1-2号様式）・・・2部
- ③ ②に記載した全ての契約実績を証明できる契約書等の写し・・・2部

※提出された書類は返却しない。また、受付後の参加申込書の撤回は認めない。

(2) 受付期間

公告の日から令和8年5月19日（火）までの土・日・祝日を除く

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

提出書類は、参加申込提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。受付期限を過ぎた参加申込書は無効とする。

※参加申込書等の差し替えは認めない。（ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。）なお、本法人が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。

※参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。一度辞退した場合は、それを撤回し本募集に再度参加することはできない。

(3) 受付場所 19（1）に同じ

6 参加資格の審査及び通知

(1) 参加申込書類により参加資格を審査し、その結果を令和8年5月26日（火）付で参加申込書に記載の担当者あてに書面をメールにて通知する。

(2) 参加資格を認めなかった申込者には、その理由を付して通知する。

7 参加資格を認められなかった申込者に対する理由の説明

(1) 参加資格を認められなかった申込者は、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和8年6月2日（火）午後5時までに書面を持参して提出しなければならない。

(3) 提出先については、19（1）に同じ

(4) 説明を求められたときは、令和8年6月9日（火）までに書面をメールにて回答する。

8 守秘義務対象資料の開示

提案の検討にあたり、「4 参加資格要件」を満たすことが見込まれる者が次の守秘義務対象資料の提供を希望する場合は、「資料交付請求書及び守秘義務対象資料の開示に関する誓約書（第5号様式）」を提出することにより、開示を受けることができる。

(1) 守秘義務対象資料

- ・地積測量図（DXF形式）
- ・土壌汚染対策法の規定に基づく措置完了報告書

- ・地中埋設物調査報告書
  - ・森之宮キャンパス1期敷地\_地質調査結果報告書（参考）
  - ・森之宮キャンパス1期敷地\_爆弾探査情報（参考）
  - ・既存森之宮学舎\_配置図（参考）（DXF形式）
  - ・既存森之宮学舎\_配置図、1・2・12・13階平面図、断面図（参考）
  - ・地区幹線道路\_平面図・横断面図（参考）
- (2) 配付期間 公告の日から令和8年6月1日（月）午後5時まで
- (3) 配付方法
- ・「資料交付請求書及び守秘義務対象資料の開示に関する誓約書（第5号様式）」を電子メールでファイル添付により提出すること。
  - ・電子メールの送付期限は令和8年6月1日（月）正午までとする。
  - ※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu.ac.jp 】  
[at]を@に置き換えてください。
  - ※メールタイトルには、「【業務名称】の資料交付請求書（法人名）」と明記すること。
  - ※電子メールの送信後、電話にて確認を行い、資料受領日時を調整すること。
- （土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。））
- ・資料受領日時に、受付場所において電子文書（対象資料を格納したもの）を受領すること。なお、受領の際には印刷した「資料交付請求書及び守秘義務対象資料の開示に関する誓約書」を必ず持参すること。
- (4) 受付場所 19（1）に同じ

## 9 募集要項等についての質問

- (1) 受付期間 公告の日から令和8年5月11日（月）午後5時まで
- (2) 受付先 19（1）に同じ
- (3) 質問方法
- 公告に添付掲載している「募集要項に関する質問書（第4-1号様式）」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。
- ※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu.ac.jp 】  
[at]を@に置き換えてください。
- ※メールタイトルには、「【業務名称】の募集要項等に関する質問」と明記すること。
- ※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。
- （土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。））

※添付ファイルのデータ形式は変更しないこと。

- (4) 回答日 令和8年5月14日(木)
- (5) 回答方法 本法人ホームページの本案件の公告ページに掲載する。  
ただし、質問がない場合は、掲載しない。

#### 10 仕様書等その他資料についての質問

- (1) 受付期間 公告の日から令和8年5月19日(火)午後5時まで
- (2) 受付先 19(1)に同じ
- (3) 質問方法

公告に添付掲載している「仕様書等に関する質問書(第4-2号様式)」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。

※提出先メールアドレス【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【業務名称】の仕様書等についての質問」と明記すること。

※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。

(土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。))

※添付ファイルのデータ形式は変更しないこと。

- (4) 回答日 令和8年5月26日(火)
- (5) 回答方法 本法人ホームページの本案件の公告ページに掲載する。  
ただし、質問がない場合は、掲載しない。

#### 11 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、仕様書を熟読のうえ、以下の書類を作成し、企画提案書の提出を行うこと。

##### (1) 提出書類

###### ① 企画提案書(任意様式)・・・7部

企画提案書には、次の内容について項目ごとに記載すること。

- ・(仮称)森之宮キャンパス第2学舎に導入する主な4つの機能について、目指すべき姿や取組内容を踏まえ、各機能を最大限に発揮するために行うべき検討内容を精査し、それらを施設計画に適切に反映させるための工夫や手法を提案すること。
- ・既存森之宮学舎や大阪城公園等の周囲の景観に配慮しつつ、イノベーション・コアゾーンの実現に向け、まちに開かれた施設のデザイン・景観について提案すること。
- ・建物へのアプローチ・屋外施設・既存森之宮学舎へのアプローチなど、各機

能を考慮した効率的な動線計画、配置計画を提案すること。

- ・省エネルギー、低環境負荷材料の利用、木材活用等の観点から、建築設備の計画・維持管理を考慮し、効果的な提案を行うこと。
- ・本業務の策定スケジュールを踏まえ、これを確実に履行するための取組方針、取組体制、配慮する事項について提案すること。

※企画提案書の規格用紙サイズは、原則A4とし、上記5項目記載分を合計して最大10枚以内とすること。

※企画提案書の提出後、企画提案依頼内容等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

※提案に当たり必要に応じて次の資料を参考にすること。

森之宮キャンパス 1.5 期開発及び OMU「秋入学（学士課程）」の実現に向けて

<https://www.upc-osaka.ac.jp/info/topics/entry-103515.html>

新大学基本構想について

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o010010/fukatsu/koritsudai\\_osaka/shindaigaku\\_kihon.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o010010/fukatsu/koritsudai_osaka/shindaigaku_kihon.html)

「大阪城公園周辺地域まちづくり方針」

<https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/toshikeikaku/0000652694.html>

「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/osakajyo-sincyoku/index.html>

第20回副首都推進本部（大阪府市）会議（令和8年2月12日開催）

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o010010/fukushutosuishin/fushi\\_ittaiunei/oosakafushi20.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o010010/fukushutosuishin/fushi_ittaiunei/oosakafushi20.html)

② 同種・類似業務に係る実績調書（第2号様式）・・・7部

- （ア）4（9）記載の業務実績について記載し、これを証する契約書等の写しを添付すること。添付がない場合は実績がないものと取り扱う。
- （イ）協力事務所等と連携して本業務を実施する場合、協力事務所の業務実績を本調書に記載することを認める。（その旨「協力事務所名等」を明記すること。）

③ 業務従事者配置調書（第3号様式）・・・7部

- （ア）本業務委託に携わる管理技術者、主に建築、設備、積算業務毎の主任技術者及びその他の従事者を記載すること。（管理技術者が主任技術者を兼ねても構わない。）
- （イ）管理技術者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更することはできない。
- （ウ）本業務の従事者として、以下の資格を有する者を配置すること。  
技術士法施行規則に規定する技術部門のうち「建設部門」の選択科目における「都市及び地方計画」又は「施工計画、施工設備及び積算」のいずれかの技術士資格又は一級建築士の資格を有する者を複数名配置すること。
- （エ）実施体制をまとめた「実施体制表」（任意様式）を添付すること。

④ 配置技術者に係る資格を証明する免許証等の写し・・・1部

⑤ 提案金額を記載した参考見積書（任意様式）・・・1部

積算根拠を示すなど積算の内訳が把握できる内容を記載すること。

※①②③の提出書類は2部を除いて、事業者名（協力事務所の会社名を含む）を黒塗りにすること。

※あわせて電子文書1部（①～⑤のデータを格納したもの）を提出すること。なお、保存ケースとCD-ROM本体には、業務名称及び申込事業者名を記載すること。

## (2) 受付期間

参加資格審査の通知日から令和8年6月3日（水）までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

提出書類は、提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。受付期限を過ぎた提出書類は無効とする。

## (3) 受付先

19（1）に同じ

※企画提案書の提出後、企画提案依頼内容等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

※11（1）の提出書類の差替は認めない。（ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。）また、本法人が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

## 12 受託候補者の選定について

(1) 本企画提案の審査については、本法人で構成する「森之宮1.5期開発（仮称）森之宮キャンパス第2学舎基本計画策定業務委託受託者選定委員会（以下「委員会」という）にて行う。なお、応募者が1者のみの場合でも、本プロポーザルは有効に成立するものとする。

(2) 委員は、委員会で設定した審査基準に沿って企画提案書等の審査を行う。評価点の合計が最も高い提案をした最優秀提案者、最優秀提案者の次に評価点の合計が高い提案をした次点提案者を受託候補者として委員会で決定する。最高点の者が複数の場合は、価格が低いほうを採用する。

## (3) 審査項目及び配点

別紙「森之宮1.5期開発（仮称）森之宮キャンパス第2学舎基本計画策定業務委託 受託候補者選定審査項目」による。なお、選定審査項目の「2 企画提案」のうち、評価点（配点70点）が35点を下回る場合は受託候補者として選定しない。

## 13 受託候補者選定結果の通知

(1) 通知日時 令和8年6月下旬

(2) 通知方法 選考結果は応募者全員に対して、参加申込書に記載の担当者あて書面により通知する。

(3) 結果の公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。

- ① 受託候補者の商号又は氏名及び評価点・提案金額
- ② 全提案事業者の商号又は氏名
- ③ 全提案事業者の評価点

※選定結果に関する情報はホームページによって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ公表する。

※応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については①、②を公表し、③は公表しないこととする。

14 契約条項を示す場所

本法人ホームページ「入札・調達情報」の公告ページに掲載

15 契約手続きについて

- (1) 最優秀提案者と本法人との間で、経費等について提案金額を上限額とし、再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点提案者と交渉する。
- (2) 受託候補者から本見積書を徴取し、契約を締結する。なお、当該見積書の見積額は提案の際、提出した参考見積書の見積額（提案金額）を超えないものとする。
- (3) 契約交渉の相手方（協力事務所と連携する場合は、全構成員）が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、契約を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、受託者（協力事務所と連携する場合は、全構成員）が当該契約の履行期間中に公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、この契約の解除を行う。
- (5) 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、受託者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。
- (6) 本契約は、電子契約による締結が可能であり、電子契約による締結は、クラウド型電子契約サービスを利用する。電子契約を希望する場合は、契約締結時に「意思確認書」の提出が必要であり、提出方法等については別途通知する。
- (7) 本業務を受託した者は、今後実施予定である基本設計業務を受託することはできない。

## 16 契約保証金について

公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項の規定に該当する場合は免除

## 17 注意事項

- (1) 以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
  - ① 提出書類内容に虚偽の記載があると認められる場合
  - ② 受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ③ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (2) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本法人の承諾を得た場合のほかは認めない。

## 18 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。一旦辞退した場合は、それを撤回し本プロポーザルに再度参加することができない。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書の作成、その他手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 本法人に提出された企画提案書は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、選定をおこなう作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 企画提案書のうち、受託候補者に選定された企画提案に係る著作権は、当該選定をもって、本法人に帰属するものとし、本法人は当該提案書を本事業の実施に必要な範囲において、無償で利用できるものとする。
- (7) 提案者は、提案後、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

## 19 担当課

### (1) 契約担当課

公立大学法人大阪 本部事務機構財務部 契約課

〒599-8531 堺市中区学園町1番1号

TEL : 072-254-9136 FAX : 072-247-6951

電子メールアドレス : gr-keya-anken[at]omu.ac.jp

※[at]を@に置き換えてください。

### (2) 主管課

公立大学法人大阪 本部事務機構施設部 施設企画課

〒536-0025 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号3階

TEL : 06-6967-1848

(様式一覧)

- 第1-1号様式 公募型プロポーザル参加申込書
- 第1-2号様式 契約実績証明書
- 第2号様式 同種・類似業務に係る実績調書
- 第3号様式 業務従事者配置調書
- 第4-1号様式 募集要項に関する質問書
- 第4-2号様式 仕様書等に関する質問書
- 第5号様式 資料交付請求書及び守秘義務対象資料の開示に関する誓約書